

株式会社豊田自動織機
代表取締役社長 伊藤 浩一 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫

自動車の装置の型式指定申請に係る違反の是正命令

今般、株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」という。）が、自動車の装置の型式指定申請において不正行為を行い、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第76条の規定に基づく国土交通省令の規定に違反していたことが判明した。

今回の不正事案は、国の型式指定制度の信頼を著しく損ない、我が国の製造業への信用を失墜させかねないものであり、極めて遺憾である。

については、道路運送車両法第75条の3第5項の規定に基づき、下記の通り命ずる。

記

別紙の豊田自動織機が講ずるべき措置を含めた抜本的な再発防止策を策定し、型式指定申請に係る違反を是正すること。

また、上記再発防止策を1ヵ月以内に報告するとともに、その後の実施状況について、当面四半期毎に報告すること。

1. 確認された法令違反の内容

- ① 装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)第4条違反
 - 試験用エンジン制御ソフトに不正な書換えを行い、申請に係る装置と異なる制御方式の装置を、審査機関((独)自動車技術総合機構)に提示したこと。
- ② 装置型式指定規則第7条違反
 - 量産したエンジンが、指定を受けた型式としての排出ガス性能を有していないこと(保安基準不適合)。
- ③ 装置型式指定規則第15条違反
 - 試験用エンジン制御ソフトへの不正な書換えや、試験成績書への虚偽記載、試験データの不正操作等により、装置型式指定申請の申請書その他の書面に虚偽の記載をしたこと。

2. 豊田自動織機が講ずるべき措置

- ① 会社全体の業務運営体制の再構築
 - 経営幹部の産業車両用エンジンや法規・認証に関する認識の再構築、経営幹部の責任の明確化
 - 法令遵守を最優先させる意識の徹底
 - 経営幹部及び管理職の課題認識・問題解決能力の向上
 - 部下からの報告・相談を忌避する組織風土の一掃
- ② エンジン・車両開発全体の業務管理手法の改善
 - 認証を考慮した開発スケジュールへの抜本的な見直し、事業部間の歪んだ力関係の是正
 - 開発担当部署と法規・認証担当部署の分離による牽制機能の強化
 - 認証業務に不当なしわ寄せが生じないような業務管理の徹底
 - 開発・認証に関連する業務についての社内規程の整備と責任の明確化
- ③ 不正行為を起こし得ない法規・認証関連業務の実施体制の構築
 - 法規・認証関連業務への十分な人員その他リソースの確保の徹底、試験施設・設備への十分な投資と継続的な整備
 - 法規・認証、コンプライアンス、技術者倫理に関する教育制度の導入
 - 認証申請プロセスにおけるチェック体制の構築、法規・認証に対する監査機能の強化